

令和5年度 第3回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第2回広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月4日(水) 10時54分～12時10分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「人材確保に寄与するためには、広島県の最低賃金額を上回る水準が必要である。自動車製造業の労使協定における最低額が、1,008円なので、その金額に合わせることとし、現在の最低賃金額964円の差額、44円を引上げ額として提示する。」との金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「自動車産業は、広島県の基幹産業である。春闘における小規模企業の賃上げ状況は、連合が、従業員300人未満で、2.90%、経団連が2.94%であり、これらを考慮して、28円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を行ったものの、双方提示金額に変更はなかった。</p> <p>双方の意見に隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月17日(火) 10時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p>			